

契約条項 P-7814_220701

1. 乙は、次のサービス（以下本サービスという）のうち注文書記載のサービスを甲に提供します。

①基本サービス

- ・宛先データ移行サービス
- ・複合機環境移行サービス

②オプションサービス

- ・宛先データ作成・編集（電子媒体）オプション
- ・宛先データ作成・編集（紙媒体）オプション

2. 本サービスにおける基本サービスは、富士フイルムビジネスイノベーション製機械装置で使用する宛先表またはアドレス帳（以下宛先データという）および機械設定情報の移行作業を乙がリモートまたはオンサイトで甲に代わり遂行する作業をいいます。また、本サービスにおけるオプションサービスは、宛先データの新規作成または既存データの編集作業を乙が甲に代わり遂行する作業をいいます。甲は、乙に宛先データの作成・編集作業に必要な宛先情報がプリントされた紙またはスキャンデータ（以下紙媒体という）またはExcel形式の電子データ（以下電子媒体という）を乙に開示するものとし、移行元複合機の宛先データは、甲の責任でバックアップするものとし、

3. 本サービスの遂行に関する作業内容等の詳細は、以下契約条項参照先の「サービス仕様等」に格納されているとおりとします。

契約条項参照先 URL: <https://www.fujifilm.com/fb/support/kiyaku>

4. 乙は、本サービスが完了希望日までに完了できない事由が生じた場合は、すみやかに甲に通知し、その対応について別途協議します。

5. 本サービス完了後、甲はすみやかに作業内容を確認のうえ終了確認証を乙に交付します。甲による乙に対する終了確認証の交付により本サービスは完了するものとし、

6. 甲は、注文書記載の支払条件にもとづき、乙に注文書記載の料金を支払います。乙が本サービスを着手したにもかかわらず、乙の責によらず本サービスを完了できなかった場合でも、甲は乙に対して当該料金を支払うものとし、

7. 乙の責によらない、予見できない異常な通信障害によるデータの滅失、毀損、納期遅延の場合は、本サービス料金を返還するか、本サービス料金を収受していないときは、本サービス料金を請求せず、作業を終了するものとし、

8. 乙は、甲から宛先データ作成・編集オプションの依頼を受けた時点の紙媒体または電子媒体データ（以下お客様データという）を甲の秘密情報として認識し、善良な管理者の注意をもって管理および使用するものとし、乙は、お客様データおよび機械設定情報（以下機械情報という）をデータ登録中、適切に管理し、本サービスの目的のみに使用するものとし、乙は、お客様データおよび機械情報を第三者に開示したり、本サービスの目的以外には使用・複製しないものとし、乙の作業者が保有する作業データおよび機械情報は、甲による本サービス完了の確認後すみやかに廃棄または削除するものとし、

9. 乙は、本サービスの遂行を乙の子会社または関連会社（以下第三者という）に委託できるものとし、本サービスを委託するにあたり、乙は、本契約にもとづく乙の義務および責任を第三者に遵守させ、第三者の行為について甲に対して責任を負うものとし、乙が本サービスを第三者に委託するにあたり、お客様データが個人情報保護法における個人情報を含む場合、甲は、当該個人情報を含むお客様データが本サービスの目的の範囲内で利用されることを条件として、乙が第三者にお客様データを開示し、第三者がお客様データを利用することについて同意するものとし、

10. 前項に加えて、乙は、甲の事前の書面による承諾なく、本サービスのために開示が必要とされる、乙および第三者の特定の担当者および作業従事者以外にも、お客様データを開示しないものとし、

11. 乙は、お客様データが開示された前項の特定の担当者および作業従事者が、守秘義務を履行するよう適切な措置を講じるものとし、

12. 第8項から第11項までに定める乙の義務は、以下のいずれかに該当する情報に対しては、適用されません。

- (1) 本契約成立時において既に公知であったもの、または本契約成立後に乙の責に帰すべき事由によらず公知となったもの。
- (2) 本契約成立時において法律上正当な権原を有する第三者から合法的に取得し既に所有しているもの、または本契約成立後に法律上正当な権原を有する第三者から守秘義務を負わずに合法的に取得するもの。
- (3) 乙が営業活動または保守業務等において、甲または甲の従業員および乙の取引先から正当に入手した情報

13. 乙は、オプションサービス終了後、お客様データを返却します。甲は、乙から返却されたお客様データを作業完了確認日から起算して6ヶ月の間、保管するものとし、

14. 甲が乙に終了確認証を交付した後3ヶ月以内にオプションサービスの内容に誤りが発見された場合、甲はただちに乙に通知し、乙は甲から前項にもとづき甲に返却したお客様データを甲から再度開示を受け、乙が保管する登録データと整合したう

えで、無償で誤りを修正します。ただし、甲が当該お客様データを破棄した場合などの理由により、乙に開示できない場合、乙は当該修正作業の責を免れるものとします。

15. 前項にもとづき甲から乙に追加で開示されたお客様データには、第8項から第13項までを適用するものとします。

16. 本サービスの遂行にあたり、甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求める全ての場合において、乙は本契約金額を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負います。

<免責事項>

<お客様データに関する事項>

お客様データの数字を判別することが困難である場合、FAX番号として有効な桁数が満たされていない場合、宛先の表記を判別することが困難である場合は、確認のための時間・日数を要することがあり、指定納期（作業完了日）に影響することがあります。

<お客様データの有効性に関する事項>

FAX番号/メールアドレスと宛先が呼応していることについては、甲の管理責任の範囲内であり、FAX番号/メールアドレスと宛先が呼応していないこと、またはFAX番号/メールアドレスが登録時において有効であるかどうかについては、乙が関与したり保証する立場にはなく、乙は責任を負いかねます。お客様データどおりに登録が完了し、甲の作業終了確認を得た場合、その後、FAX番号/メールアドレスと宛先が呼応していないことを原因とする誤送信については責任を負いかねます。機種によっては、宛先画面上の並び順等が元の機械と異なる場合があります。

<通信環境に関する事項>

予見できない異常な通信障害など通信環境を原因とするデータ転送障害については、乙は責任を負わないものとします。